

「対象製品」：LM-3200F PC

「本ソフトウェア」：対象製品を外部に設置された PLC によって制御するためのサンプルプログラム  
(ラダー言語)、およびそれに関連する電子文書

- ・以下の契約に同意されるお客様（法人を含み、以下同じ）のみに、本ソフトウェアをダウンロードおよび使用いただけます。
- ・本ソフトウェアのダウンロードまたは使用の前に、以下の契約を注意してお読みください。お客様には、参照のため本契約をプリントアウトすることをお勧めします。

---

## ■使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます）は、本ソフトウェアに関するお客様とブラザー工業株式会社（以下、「弊社」といいます）との間に締結される契約です。本ソフトウェアをダウンロード、複製または使用することによって、お客様は本契約の条項に拘束されることに同意したものとします。本契約の条項に同意できない場合、弊社は、お客様に本ソフトウェアのダウンロード、複製または使用のいずれも許諾できません。

### 1. ライセンスの許諾

本契約の遵守を条件として、弊社はお客様に以下の譲渡不能かつ非独占的な権利を許諾いたします。

- 1) お客様自身が対象製品を使用する目的に限り、本ソフトウェアを使用、複製または改変すること。  
ただし、当該複製および改変に際しては、本ソフトウェアの原本に含まれる著作権その他の知的財産権に関する一切の表示をそのまま残すこと。

### 2. 制限

本契約または関連法令で明記されている以外には、弊社はお客様に対して、本ソフトウェアに関する何らの権利も許諾いたしません。特に、お客様は下記について従うものとします。

- 1) 第1条に基づき明確に許諾されている以外に本ソフトウェアを使用、複製または改変しないこと。
- 2) 本ソフトウェアを譲渡、貸与、頒布、公衆送信または再許諾しないこと。
- 3) (お客様が法人の場合) お客様の従業員等による、本ソフトウェアの本契約条件に沿った使用を監督しコントロールすること。

### 3. 所有権

本ソフトウェアおよびその複製物についての著作権その他の知的財産権を含めた権限は、弊社またはその供給元が保有しております。それらの権利の一部は本契約に基づきお客様に使用許諾いたしますが、お客様に譲渡するものではありません。本ソフトウェアは適用され得る著作権その他の知的財産権に関する法律および国際条約の規定によって保護されています。

### 4. 免責

本ソフトウェアは“現状有姿”で提供され、明示または黙示を問わず、いかなる保証（商品性、特許

非侵害または特定の目的への適合性を含みますがこれに限りません) もありません。弊社またはその供給元はいかなる場合も本ソフトウェアおよびその改変物に起因または関連して生じる一切の損害(逸失利益、機会喪失、業務の中断および情報の喪失ならびに直接的損害、間接的損害、特別損害、付随的損害、派生的損害および懲罰的損害を含みますがこれに限りません) について、たとえ弊社がそのような損害の可能性をお伝えしていたとしても、何ら責任を負いません。

#### 5. 有効期間・解除

本契約の有効期間は、お客様が本ソフトウェアのダウンロード、複製または使用を開始し、お客様が対象製品を使用しなくなるまでの期間とします。お客様が本契約の条項に違反した場合、弊社は他の権利を害することなく、本契約を解除することができます。そのような場合、お客様はお客様のご負担により、本ソフトウェアならびにその複製物および改変物を速やかに破棄しなければなりません。

#### 6. 商標

本契約は、お客様に弊社またはその供給者の所有する商標またはサービスマークに関する権利を許諾するものではありません。

#### 7. 輸出規制

お客様は、適用され得る法律および規則に違反して本ソフトウェアならびにその複製物および改変物を輸出または再輸出することはできません。

#### 8. 権利放棄

弊社がお客様による本契約の条項の履行について請求せず、または遅延することがあったとしても、弊社が書面で明示的に放棄をしない限り、それはお客様に対し、その後の履行を請求する権利になんら影響を与えません。弊社がお客様による本契約の条項の違反に対して権利を行使しなかったからといって、その後の同じ条項の違反に対する権利行使を放棄したとはみなされません。

#### 9. 分離性

本契約のいずれかの条項が無効または違法となった場合においても、そのことはいかなる意味でも本契約の他の条項に影響せず、有効性を損なわず、無効にしないものとし、本契約の他の条項はすべて効力を有します。

#### 10. 準拠法

本契約は、日本国の法律に準拠します。

---